

田邊町報

第一號

昭和二年十二月二十日發行
發行所 綴喜郡 田邊町役場
電話田邊四二番
綴喜郡 田邊町
印刷所 吉山活版所
電話田邊四〇番

發刊の辭

田邊町長 吉川忠信

町村治績ノ能否如何ハ専ラ當時者ノ諸般事務ニ涉リ勤暈ナルハ勿論ナルモ一ハ又町民諸氏ノ本町内ノ實狀ヲ詳知了解シ相共ニ戮力ニ待ツニアラサレバ到底改善ノ實ヲ收ムル能ハズ本町ハ戸數七百三十餘戸人口三千二百余ヲ數ヘ先ヅ郡内ニ於テモ大町村ノ位置ヲ占ムルモノタレハ協力一致共ニ良治績ヲ上グル敢テ難事ニアラサルモノト自ラ信スルモノナリ内ニモ本町トシテ遺憾ニ耐ヘサルハ納税ノ成績ナリ因習ノ弊未ダ改マラズ前年來改々之レガ整理ニカメ本年三月末ニ於テハ全部ノ整理ヲ爲シ焦眉ヲ開キタリシガ本年度上半期中幾分ノ滞納ヲ見ルニ至ルハ一般經濟界ノ恐慌ニ伴フモノトハ言ヘ町民ノ自覺未ダ徹底セサルノ結果タラン此儘不良ニ甘スベキニアラズ大ニ改善進歩ヲ期セサルベカラサルモノトス本町ノ土地ハ田三百三十余町畑地約百餘町山林三百二十町步其他雜地トシテ尙幾多開墾等ノ余地ヲ存セリ生産物トシテ米六千石麥約一千石

製茶三千貫此價格壹萬六千圓蠶繭三千五百六十八貫實價貳萬八千圓盃宗筍二萬七千五百貫八千貳百五拾圓尙工産物トシテ苧繩等ノ年産額拾參萬餘圓ヲ數フ將來益生産品ノ改良増加ヲ計ラザルベカラザルト共ニ幸ニ目下敷設工事中ニ屬スル奈良電車ノ開通ヲ好機トシ各種方面ノ企畫改發ヲ圖リ本町經濟上ノ充實ヲ期待シ措カサルモノナリ町報發刊ニ方リ一言ヲ序シ本町ノ發達ヲ企圖シ止マサルモノナリ

御挨拶ニ代ヘテ

田邊小學校長 大江 肇

此度不肖ナル者ガ本町小學校長トシテ五百ノ兒童ヲ托セラレ尙其ノ上補習學校生徒ヤ青年訓練所生徒指導ノ任ヲモ負フコトニナリマシタ就テハ一々參堂シテ御挨拶申ス筈デ御座イマスガ幸ヒ町内各戸ニ配付セラレル本紙ガ創刊セラレル機會ニ出會ヒマシタノデ失禮デスガ本紙ヲ通ジテ御挨拶申上マス淺學短才ナル私ガ代々熱心ナ校長ノ經營セラレタ路ヲ受ケテ本町教育ノ大任ヲ負フコトハ私ニトツテ誠ニ重荷デ御座イマスカ幸町皆様ノ御援助ヲ仰ギマシテ誠心誠意

此ノ重責ヲ果シ度イト考ヘテ居リマスドウカ事ノ大小トナク時所ノ如何ヲ問ハズ御注意下サイマシテ本町教育ノ爲ニ御鞭達下サルコトヲ御願ヒ申シ上ゲマス
町内ニハ學校兒童ヤ生徒ノ家庭ガ過半数ヲ占メテ居リマスガソウデナイ御宅モ澤山アリマス學童ノアル御家庭ハ無論ノコト生徒ヲ出シテ居ラレナイ御家庭ヘモ御願ヒ申上ゲ度イ事ハ教育尊重トイフコトデス
學制ガ布カレマシテカラ今日迄六十年ニナリマス此間ニ我ガ國教育界ノ進歩シタコトハ實ニ著シイモノデ小學校ノ制度ニ就テハ今日世界第一ダトイハレテ居リマス然シ制度ノミガ完全デアツテモ教育實際ノ實ガアガラナケレバ眞ニ私達ノ幸福ヲ生ミ出スコトガ出來マセン世界第一ノ地位ヲ占メテ居ル我ガ國ノ小學校ガ其ノ内容ニ於テ其ノ名ニ添ハナイ事ヲ誠ニ遺憾ニ存マス
補習教育ニ於テモ制度ノ上ニ内容ノ上ニ近時余程改善セラレマシタガ然シマダノ極メテ幼稚ナモノデ此ノ方ハ歐洲諸國ノ實際ヲ手本ニシナケレバナラヌ程度ノモノデアリマス教育ノ仕事ハ他ノ仕事ノ様ニ其ノ結果ガ早ク明瞭ニ表ハレナイ爲カ局外者カラハトモスレバ忘ラレ勝ニナリマスガ然シ皆様ガ精々辛苦ノ汗ヲ流シテ據出セラレタ町費ノ過半ハ教育ノ仕事ニ使ツテ居ルノデアリマス莫大ナ此ノ經費ヲ生カシテ使フ爲ニハ局ニ當ル私達ガ充分努力シテハ居リマ

スガ一般社會ガ此上共教育ノ事業ヲ御理解
下サツテ精神的ニモ御援助ヲ得マシタナラ
バ小學校ヤ補習學校ヤ青年訓練所ノ教育ノ
上ニヨリ多クノ効果ヲ擧ゲ得ラレルコトト
信ジテ居リマスドウカ兒童生徒ノ爲計リテ
ハアリマセン本町將來ノ爲ニ教育尊重ノ風
ヲ盛ニシテ頂キ度イト存ジマス

町會議員氏名

| | |
|--------|--------|
| 市川 武平 | 西村與三次郎 |
| 加藤 種吉 | 片岡清三郎 |
| 吉山 虎三 | 田邊 藤治 |
| 村田藤兵衛 | 國田 徳次 |
| 香村孝治郎 | 寺本庄治郎 |
| 北川忠一郎 | 北川 重吉 |
| 町役場吏員 | |
| 町長 | 吉川 忠信 |
| 助役 | 吉山 虎三 |
| 助役 | 南 由治郎 |
| 收入役 | 中村 三三 |
| 書記 | 市川米太郎 |
| 全 | 太田 太一 |
| 全 | 村上 竹次 |
| 全 | 北尾 傳敬 |
| 給仕 | 河村 啓一 |
| 町農會技術員 | 太田 源吾 |
| 田邊區長 | 田邊 義雄 |
| 代理者 | 大崎 善次 |
| 薪區長 | 今村已之助 |

田邊高等小學校

| | |
|-----------|-------|
| 代理者 | 喜多 源吾 |
| 與戶區長 | 片岡清三郎 |
| 代理者 | 北緒嘉一郎 |
| 河原區長 | 西口 豊吉 |
| 代理者 | 西村理一 |
| 校長 | 大江 肇 |
| 訓導 | 村田 朗 |
| 全 | 中村周太郎 |
| 全 | 中村 廣二 |
| 全 | 木口 耕治 |
| 全 | 小泉 涉 |
| 全 | 大西 常和 |
| 全 | 出島光次郎 |
| 准訓導 | 山田 鳳信 |
| 代用教員 | 田中 隆 |
| 訓導 | 前田ハナ |
| 全 | 奥谷タカ |
| 全 | 阪本 忍 |
| 全 | 吉本千代 |
| 實業補習學校助教諭 | 大槻 清 |
| 學務委員 | |
| 村田藤兵衛 | 田邊 義雄 |
| 西村 正夫 | 北尾浪三郎 |

戸籍

左記ノ通り戸籍ノ届出ニ就テ夫レノ期
間ガ定メラレテアリマス若シ右期間ヲ過ギ

マスト法ノ定ムル所ニヨツテ思ヒモヨラス
科料ニ處セラレマスカラ御注意下サイ
一、出生届 子ガ生レタル日ヨリ十四日以
内

二、後見開始届 就職ノ日ヨリ十日以内
三、後見人交迭及後見終了届 交迭及終了
ノ日ヨリ十日以内

四、死亡届 死亡ノ日ヨリ七日以内
五、家督相續届 被相續人死亡及隠居ノ日
ヨリ一ヶ月以内

六、氏名ノ變更 許可ノ日ヨリ十日以内
七、普通ノ養子縁組ヤ養子離縁婚姻離婚認
知届等ハ届出ノ日ヨリ効力ガ生ジマス
其他種々六ツク敷イ届ガアリマスガ省略シ
マスカラ事ノ起ツタ時ニ役場ヘ御越シ下サ
イ親切ニ其手續ヲ教ヘマス

寄留

住所又ハ居所ヲ定メタ日ヨリ十四日以内

兵事

本町ヨリ出身ノ軍隊在營者

陸軍

| | |
|-------------|-------|
| 飛行第七聯隊 | 小林 延三 |
| 朝鮮野砲兵第二十六聯隊 | 西川 貞次 |
| 朝鮮馬山重砲大隊 | 西村已之助 |
| 歩兵第九聯隊 | 木口 爲三 |
| 全 | 安田仙太郎 |

野砲兵第二十二聯隊
全 永田 勝治
輜重兵第十六大隊
全 澤村 寅藏
西川 久三
北尾 秋三

海 軍

吳海兵團 澤田 熊吉
第六掃海隊水無月乘組 北尾 清太郎
驅逐艦濱風乘組 石田 丑松
海軍水雷學校 村田卯之助
吳特務艦朝日 浮田 直義
軍艦扶桑 桐山 秀太郎
軍艦吾妻 西川 竹次郎
軍艦日向 久保 末吉
澤田熊吉氏ハ十一月一日海軍機關兵曹長ニ進級ノ旨吳鎮守府人事部長ヨリ通知ガアリマシタ
西村巳之助氏ハ去ル十一月二十三日附上等兵ニ進級伍長勤務ヲ命ゼラレタ旨本人ヨリ通知ガアリマシタ
●昭和三年一月十日ニ入營サレル諸氏
歩兵第九聯隊ヘ 西野 宗一
全 西川 榮二郎
舞鶴重砲大隊ヘ 所川 光三
工兵第十六大隊ヘ 看護卒 竹村 諒一
電信第一聯隊ヘ 三嶋 光太郎

● 届出ニ就テ

法令ニ關シ詳細ナ規定ガアリマシテ在郷

軍人其他ノ人ガ其規定ヲ悉ク通讀記憶スルコトハ甚ダ困難ナコトデアリマスカラ日常知得シテ居ネバナラヌ須要ナコトヲ大略在郷軍人ト壯丁トニ區別シテ摘記シマス

● 寄留地ニ於テ演習召集

本籍地外ノ聯隊區ニ寄留スル在郷軍人ガ寄留地ノ師管内ノ軍隊デ演習召集ニ應ゼントスル者ハ其ノ前年ノ十一月三十日迄ニ到着スル如ク寄留地ノ市町村長及警察署長ヲ經由シ寄留地ノ聯隊區司令官宛届出ネバナラヌ

● 寄留地ニ於ケル簡閱点呼

在郷軍人ニシテ寄留地ニ於テ簡閱点呼ヲ受ケムトスル者ハ毎年三月三十一日迄ニ寄留地ノ聯隊區司令官宛テ市町村長及警察署長ヲ經由シ願書ヲ差出サネバナラヌ
右ノ届出ニ就テハ許可サレルノガ例デス又同ジ者ニシテ右ノ期日後ニ寄留地ニ於テ簡閱点呼ヲ受ケムトスル者ハ本籍地及寄留地ノ市町村ニ於ケル簡閱点呼執行期日ヨリ各二十日(本籍地ノ聯隊區内ノ寄留地ニテ受ケムトスルモノハ七日)前述ニ前同様願書ヲ差出サネバナラン
但コレハ許可サレナイコトガアリマス

● 身上異動

在郷軍人旅行滞在其他本籍地市町村ヲ離ルトキハ常ニ行先其他必要ノ事項ヲ同ジ世

帶ノ家族中家事ヲ担当スル者ニ詳知セシメ軍衛ノ命ヲ濫滞ナク受領シ得ル如ク爲シ豫メ本籍地ノ市町村長ニ届出ネバナラン

● 徴兵適齡届

戸主ハ其ノ家族中ニ十二月一日ヨリ全月三十一日迄ノ間ニ年齢二十年ト爲ルモノアル時ハ翌年一月中旬ニ一月一日ヨリ十一月三十日迄ノ間ニ年齢二十歳ト爲ルモノアル時ハ其ノ年一月中旬ニ本籍ノ市町村長ニ届出ラセネバナラン

● 寄留地徴兵受檢

本籍地外ニアル壯丁ニシテ寄留地ニ於テ徴兵検査ヲ受ケムトスル者ハ毎年一月三十一日迄ニ到着スル如ク寄留地ノ兵事官宛寄留地受檢通常願ヲ寄留地ノ町村長ニ差出サネバナラン
又一月三十一日迄ニ願書ヲ差出スコトガ出来ナイモノハ其理由ヲ具シ寄留地受檢臨時願ヲ寄留地ノ町村長ニ差出サネバナラン

● 海軍志願兵勧誘

將來ヲ抱キ帝國海軍々人トシテ志ヲ立テントスル青年ハ奮ツテ志願シテ下サイ願書ハ検査當日(二月上旬ヨリ中旬ノ豫定)迄ニ町村役場ヲ經由シテ府廳ヘ出セバヨイノデアル

● 志願兵ノ定限年齢

水兵、機關兵、船匠兵、看護兵、主計兵

明治四十年十二月二日ヨリ明治四十四年十二月一日マデニ生レタ者

軍樂兵

明治四十年十二月二日ヨリ大正元年十二月一日マデニ生レタ者

掌電信兵タル水兵

明治四十年十二月二日ヨリ大正二年十二月一日迄ニ者レタモノ

官階ト進級

海軍兵ニハ四等兵カラ一等兵迄ノ四階級アリ下士官ニハ三等下士官カラ一等下士官マデ三階級アリ一等下士官カラ準士官ニ進ミ進士官カラ特務士官ニ進級スル特務士官ニハ特務少尉特務中尉特務大尉ノ三階級アツテ兵科機關科主計科ノ特務大尉ハ特選ニ依リ少佐以上ニ進級ノ途モ拓ケテ居マス

恩給

軍人デ十一年以上現役ニ勤メタ者又ハ該年數ヲ勤メナイデモ戰鬪又ハ公務ニ原因スル傷痍疾病ニ依リ不具廢疾トナリ現役ヲ離レタ者ハ恩給ヲ受ケル事ガ出來マス正味十一年勤メナクトモ戰役外國航海各地ノ警備飛行機潜水艦小驅逐艦乘リ等ニ對スル服役ノ加算ヲ加ヘテ十一年ニナレバヨイノデスカラ實際ハ八九年位デ恩給資格ヲ得ルコトガ出來マス
近頃恩給改正ノ議ガアツテ恩給年限ガ多少延長サレルカモ知レナイガ其場合ニハ現

役ヲ退ク時恩給資格ノ達セヌ人ノ恩給ハ從來ヨリモ餘程増額セラレルモノト信ジマス又海軍ニ服役中恩給資格ヲ得ラレナクトモ滿期歸郷後巡查看守ノ如キ恩給ノ附ク職ヲ奉シタ場合前ノ海軍服役中ノ勤務年ガ通算サレルコトニナリマシテ大變有利デス
志願サル、方ハ明年一月中ニ役場へ御越シ下サイ詳細御説明シテ手續ヲ致シマス

自作農獎勵ニ就テ

自作農獎勵ノ爲メニ府ハ低利資金ヲ貸付シマス本町ハ其資金ヲ借入レテ自作農タラントシテ土地ヲ購入又ハ維持セントスル者ニ轉貸シマス既ニ昨年ニハ五千圓ト八千圓ヲ貸付シマシタ今又不日九千參百圓ヲ貸付シマス最利子ハ年三分トユウ本當ニ安イ利子デ其上此資金ヲ借入レテ土地ヲ購入シタモノニハ不動産收得税モ免ゼラレマス尙其上登錄税ト言ツテ登記ノ時ニ登記所ニテ貼付シマス印紙ガ要リマセン
右ノ様ナ特典カアリマスノデ奮テ御申込ミ下サイ然シ左ニ掲グル所ノ資格ヲ具備セネバナリマセン

一、借受人ハ現ニ耕作ニ從事シ自作田畑ノ經營ヲ持續シ得ル見込アル者
二、借受人ハ購入セントスル土地ガ小作地デアル場合ハ其土地ノ小作人ナルコト但シ購入ニ付其土地ノ小作人ノ同意ヲ得タルモノナル時ハカマハナイ

三、購入セントスル土地ノ購入價格ハ一反歩ニツキ田ハ凡六百圓以内畑ハ凡參百圓以内ナルコト

四、購入シ又ハ維持セムトスル土地ハ其上ニ自作ノ障害トナルベキ權利及抵當權ノ存在セナイコト

五、購入シ又ハ維持セムトスル土地ノ價格ハ四千圓ヲ超ヘナイコト現ニ田畑ヲ所有スル者ハ其土地ト購入セントスル土地ノ價格トヲ合セテ四千圓ヲ超ヘナイコト

六、貸付金額ハ一世帯ニツキ四千圓以内トシ土地ノ購入價格又ハ土地抵當債務額以内

七、借受人ハ簡易生命保險加入者デアアルコト

稅務

納税ニ付テハ町民諸君ガ御理解下サル結果滯納者モ一時トハ激減シマシタガ尙一時的ノ滯納者ガアリマシテ何時モ納期内ニ完納下サル方ニ對シテ申譯ガアリマセン滯納サルル爲メ役場モ要ラヌ手數ト經費ガ掛方リマス是レカラハ納期内ニ完納ナサル様充分努力シマス又コレカラ發行シマス公報ニ滯納者ノ氏名ヲ登載シテ督促ノ代用ニスルコトガアリマス年内モ餘日ガ短カクナリマシタカラ今日迄ニ督促狀ノ出テアル分ニ對シテハ情實ヲ捨テ制規ノ差押處分ヲ致サネバナリマセヌ故未納ノ方々ハ何卒役場ニ手

數ヲ掛ケナイ内ニ納メテ下サイ又之レカラハ是非納期ニ納メテ下サル様御願シマス

●地租免除ノ申請方

自作スル田畑ノ地價合計其同居スル家族ノ分ト合算シテ貳百圓未満ナル時ハ地租條例第十三條ノ二ニ依シテ地租ヲ免除サレマスカラソレニ該當スル者ハ毎年六月三十日迄ニ稅務署長宛免除ノ申請ヲスルコトニナツテ居リマス此ノ申請書ハ役場ニテ書イテ上ゲマス故印形ヲ携帶シテ來ナサイ又六月三十日後ニ免除ノ申請ヲ要スベキ必要ガ生ジタ場合(例ヘバ買得其他)ハ次ノ納期開始前ニ免除ノ申請ヲスルコトニナツテ居リマス是レハ其時ニ役場カラ通知ヲ致シマスカラ印形ヲ持參シテ役場ヘ御越シ下サイ右ノ理由ニヨツテ地租ヲ免除セラル、資格ガ有ツテモ申請ヲ爲サヌ時ハ地租ヲ徵收スルコトニナツテ非マス故充分御注意下サイ

●印紙稅改正ノ要點

一、左記ノ證書ハ從來記載金高一萬分ノ五ノ割合ニ依ル比例稅ヲ課シ最高稅額ハ百圓デアツタガ此ノ制度ハ稅額ノ算出ニ手數ヲ要スルノミナラズ稅率高キニ過ギ脫稅ノ弊害ヲ誘致シ易キヲ以テ之レヲ未前ニ防止シ課稅ノ普及ヲ圖ラムガ爲メニ比例稅ヲ階級定額稅ニ改メ其ノ最高稅額ヲ壹圓ニ引下ゲラレマシタ

| 證 書 名 | 改 正 稅 率 |
|---------------------------------|-----------------------------|
| (イ) 不動産鐵道財團軌道財團又ハ船舶ノ所有權移轉ニ關スル證書 | 記載金高ナキモノ 參錢 記載金高五拾圓以下 貳錢 |
| (ロ) 消費貸借ニ關スル證書 | 全 百圓以下 參錢 全 五百圓以下 拾錢 |
| (ハ) 請負ニ關スル證書 | 全 千圓以下 貳拾錢 全 壹萬圓以下 五拾錢 |
| (ニ) 運送ニ關スル證書 | 全 壹萬圓ヲ超ユルモノ 壹圓 |
| (ホ) 備船契約書 | 壹圓 |

二、左記ノ證書モ從來比例稅ヲ課セラレタノデアアルガ前同様ノ理由ニ基キ之レヲ定額稅ニ引下ゲマシタ

(イ) 質權、抵當權ノ設定ニ關スル證書 參錢
(ロ) 特ニ名稱ヲ掲ゲザル證書 參錢

三、左記ノ證書ハ商工業者間ニ於テ頻繁ニ作成セラル、ガ證書自體ニ依ツテ印紙ヲ貼ルベキモノナルヤ否ヤノ判定困難ニシテ印紙稅ノ課否ニ關シ官民間ニ紛爭ヲ絶ザル實況ナルカ故ニ此ノ紛爭ヲ一掃スル爲メ是レ等ノ證書ニ對シテハ一切免稅セラレマシタ

(イ) 賣買仕切書
(ロ) 物品又ハ有價證券ノ賣買契約證書
(ハ) 送狀

四、左記ノ證書ハ零細ナル資金ニ關スルモノデアリ且社會政策上ノ見地ニ於テ課稅セザルハ適當トシ孰レモ免稅セラレマシタ

(イ) 産業組合ノ發スル出資證券若クハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ發スル出資證券

(ロ) 貯金通帳積金通帳又ハ積金證書(貯金銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付發スルモノニ限ル)

(ハ) 農業倉庫證券又ハ聯合農業倉庫證券
(ニ) 質札又ハ質物通帳(質屋營業者ノ發スルモノニ限ル)

(ホ) 勤務通帳
(ト) 乘車券乘船券又ハ各種入場券
(ハ) 第四條第一號乃至第五號及第二十一號ノ證書ニシテ記載金高拾圓未満ノモノ

五、通帳判取帳ハ一冊一ケ年間繼續シテ多數ノ取引事實ヲ記載スルモノデアアルカラ負擔ノ均衡上其ノ稅率ヲ引上ゲラレマシタ

(イ) 通帳參錢ヲ五錢トス(但預金通帳ハ參錢)

(ロ) 判取帳貳拾五錢ヲ五拾錢トス
六、收稅官吏ノ檢査ヲ爲シ得ル證書帳簿ハ從來通帳判取帳賣買仕切書送狀ニ限ラレテ居マシタガ此度ハ營業ニ關スルモノニシテ納稅義務ノアル證書帳簿ハ悉ク檢査シ得ル事ニ改メラレマシタ

大略以上ノ通りデスカラ一層御注意下サイ
マシテ印紙ヲ貼用セナクテモヨイモノニ印紙ヲ貼ツタリ脫稅事實ノ無イ様ニ御注意下サイ

●土地賃賃價格調査

ニ就テ

現行地租ノ課稅標準ナル地價ハ明治ノ初年ニ定メラレタモノデ五六十年ヲ經過シテ來マシタ其五六十年ノ間ニ經濟上ノ變遷ヤ交通機關ノ發達、農事ノ改良進歩等ノ種々ノ關係ニヨリ土地利用ノ狀況ハ大ヘン變動シテキマシタニモ拘ハラズ明治四十三年ニ宅地地價ヲ修正サレマシタ外一般的ニ地價ノ修正ヲ行ハレタコトガナイノデス現在ノ地租ノ負担ハ各地間ニ大變ナ不公平ノ結果ヲ來タシテイマス之レヲ公平ナラシムル爲ニ全國的ニ賃賃價格ヲ調査セネバナラヌコトニナリマシタ無論稅務署ニ於テハ詳細ニ調査サレテイマス我田邊町ニ於テモ各區ニ相當其ノ事ニ精通サレイルモノヲ委員ニ選ビ慎重ニ調査シテモライマシタ其レヲ報告ヤ稅務署デ調査シタ材料ヲ綜合シテ調査出來タモノニ對シ稅務署ハ去ル十月一日ヨリ調査會ヲ開キテ愈十月二十六日ヲ以テ完結サレマシタ當町ヨリ調査委員トシテ出席シ可成皆様方ノ希望ニ添フベク熱心ニ努力サレタノハ本年七月二十六日執行ノ選舉會ニ於テ當選サレマシタ吉山助役デアリマス此ノ決定セル等級調査書ハ本月八日ヨリ二十七日迄關係者ノ縦覽ニ供シテイマスカラ御高覽下サイ

●學校通信

●學級擔任表

| 學級 | 兒童數 | 擔任先生 |
|--------|---------|-------|
| 尋一甲 | 四〇人 | 山田 鳳信 |
| 尋一乙 | 三七人 | 坂 本 忍 |
| 尋二甲 | 三七人 | 奥谷 たか |
| 尋二乙 | 三四人 | 大西 常和 |
| 尋三甲 | 三四人 | 前田 ハナ |
| 尋三乙 | 三五人 | 田 中 隆 |
| 尋四 | 五三人 | 中村 廣二 |
| 尋五男甲 | 三六人 | 出島光次郎 |
| 尋五女乙 | 三八人 | 吉本 千代 |
| 尋六男甲 | 三一人 | 小泉 涉 |
| 尋六女乙 | 三二人 | 村 田 朗 |
| 高一 | 四一人 | 中村周太郎 |
| 高二 | 四八人 | 木口 耕治 |
| 實業補習學校 | | 大槻 清 |
| 學 校 長 | | 大江 肇 |
| 合計 | 一三 四九六人 | |

●本年度稻作を顧みて

太田 技手

一、稻成育は良好で、米値が不良

「今秋程黄金の波の心地よさ」であつたが、米にして始めてビックリ豫想を裏切られた事は何人も異口同音であらう、幸にして熱心な皆さんの御努力によつて、不合格

米の僅少であつた事は、本町米作上誠に喜ばしい次第であるが………十月中旬頃の氣候が寒冷であつた事は、之れ成熟期に入らんとして米質を第一に惡變せしめたのではなからうか、もしその儘寒氣に入れば、それは又々不作であつたのに、幸にして其の後の順調な氣候で成熟期に迫つても丁度九月頃の温度を保持した、めに稻は若返つて黄熟期に尙乳熟状態の儘に稈になるもの迄が、實が入り始めたのである。特に中生には刈取期が例年と遅いにもかゝらず、麥米多くて米質不良であつた事は先づ本年度の收穫期を前にして、吾人をしてビックリせしめたのである。晩生期に入つても尙且つ其の儘に成育を繼續してなか、黄熟せなかつた、早くも鎌入始めたが一時は何うなるか中止しては又近所廻りにせき立てられて又刈始めた様な次第で、持ち切れずに到頭收穫の火蓋は開かれて最盛期となり、青刈一割の損とは知り乍らも仕事を進めたが、案じ、の收穫戦は止む事なく取換へしのかぬ事になつた、之れは獨り人為とは云へ一方天然の爲す處、止得なき次第であらう。特に肥料分の多い田程その程度が大であつたことは農村周知の事實である。

品種によつて神力は本年特に米價悪しく旭に於ては前者に比して米質良好な事は事實が雄辨に物語つてゐるが、之れも例年程

の米質を見ることが出来得なかつた、今年の坪刈重量に就いて考ふる一般に神力多量であるが悪質米多く、結局は重量稍少なき旭の米價がはるかに上位であつた事も事實である。

肥料によつても窒素質の多過る傾向があるが尙更今年は不良の成績を事實に現はしてゐることは稲作肥培上心得べきであつて肥料配合よろしきを得ば、神力、旭何れの品種を問はず米質良好なることは今更乍ら配合肥料の優秀な結果を表はすものにして愈々眞剣になつて配合方法を研究すべきである。

結論……要は自給肥料を多量施して土地を科學的に改良して、即ち土地の倉庫を建設して如何なる肥料分をも貯藏し得るに充分なるべく雁肥、堆肥、綠肥、乾草等多量に施し然かも冬季に施すを良しとす、即倉庫建設の謂である。加ふるに本町肥料中特に不足を訴ふる加里質肥料を稻の強壯劑の如くに考へて品種の選擇、種子更新法により素質をよくし加ふるに苗代に於ても從來とは一大改善を加へ健苗育成に力を到すこととし、前述の如く肥料の配合宜しきを得ば、稻の成育充分にして收穫期にさしかゝるや其の適せる刈順に收穫せば時期即成功か、後は文化器具を以て乾燥、調製で美麗な俵装は心の現はれて一、二等米で名譽、高値で販賣出來て、稲作栽培成功者となる。

現に本年に於ても相當の研究をなし、種々眞剣に努力の結果收穫に於て増收、生産検査に優良にして二、三等各相半する位である。

「なせばなる、なさねばならぬ何事も」

ならぬは人の、なさぬなりけり」

本町は何を云ふても米作が經濟の第一位である以上、例年優良米を多收穫して尙高價に販賣出來て本町農家經濟上に愈々活氣を呈する様、本町の爲め御互がモット／＼眞剣にならなくてはならぬ。

以上簡單を以つて稿を止む、何れ細目に就き後日紙上に於て

次に本年度生産検査成績を各部落別に表はせば次の様である。何れも皆御熱心な皆さんの生産儀の集合であることを思へば餘程興味が現はれて来る

昭和二年度生産検査成績表

(十二月十六日現在調査)

| 區別 | 總數 | | | |
|----|-------|---|-------|-------|
| | 甲 | 乙 | 丙 | 不 |
| 薪 | 二、一九七 | 五 | 四〇五 | 一、七三〇 |
| 田邊 | 四、三五五 | 一 | 四〇九 | 三、八六八 |
| 河原 | 一、五八四 | 六 | 一九九 | 一、三三四 |
| 興戸 | 一、三三五 | 四 | 一四三 | 一、二八五 |
| 計 | 九、五四二 | 五 | 一、五八六 | 八、〇四七 |
| | | | | 一七三 |

◎果樹の手入

十二月

ブドー……の中耕を前月に行はなかつた

ならば今月に行ふ、落葉は土中に埋入するよりも集めて焼却するのが宜しい

◎密柑……の收穫を行ふ防寒の設備をなす

◎桃……の中耕を行ふ

◎無花果(イチヂク)……の中耕を行ふ深く掘るとよくないから表土五六寸位の深さに起すに止める

一月

◎ブドー……の棚、枕、竹、針金の取替へす
◎梅……の枝の密生して相互に入れ交つてゐる部分を間引く、切接は今月末から始める

◎柿……寒肥、前年は柿萬作多少多く施す矢張り配合する必要有り

推肥 貳貫目

- 大豆粕 五合 五年生の柿
- 米糠 五合 老柿も其の割合
- 草木灰 一升 を以て増加す
- 過磷酸 二合

◎無花果……根元の土を鍬で淺く掻き除けて寒氣にさらして根元で越冬してゐる害虫を驅除する

◎桃、梨……冬期剪定

◎陪審裁判ニ就テ

我が國ノ陪審法ハ大正十二年四月ニ出來タノデアツテ色々ノ準備ノ爲メ來ル昭和三年カラ實際ニ陪審裁判ガ行ハレル見込デス

陪審裁判トハ專門ノ裁判官ノ外ニ素人ノ人々ガ加ハツテ裁判ヲスルコトヲ言フノデア
ル我國ノ陪審裁判ハ刑事事件ノ陪審裁判デ
アツテ地方裁判所デ裁判スルヤ、重イ刑事
々件ノ公判ニ國民中カラ籤ニ當ツタ素人ノ
人々十二人ヲ立會セ法廷ノ審理辨論ヲ聽カ
セテ後裁判官ノ出サ問題ニツイテ陪審員一
同カラ答ヲ出サセ其答ニ基ヅイテ裁判官ガ
裁判スルノデアアルコレガ陪審裁判ノ骨組デ
アリマス陪審裁判デハドンナ事件ヲ裁判ス
ルノカト言ヒマスト放火殺人ト言フ様ナ死
刑又ハ無期ノ懲役禁錮ナドニ處セラレル事
ノアル罪コレラノ事件ハ被告人ガ陪審裁判
ヲ請求シテモシナクテモ通例陪審ニ掛ケテ
レルノデアアル又竊盜詐欺ノヤウナ三年ヨリ
重イ懲役禁錮デ罰セラレルコトノアル事件
ハ被告人カラ陪審裁判ヲ請求シタ場合ニ其
ノ取扱ヲサレルノデアアル、何レノ場合デモ
被告人ガ公判ヤ其準備ノ取調デ自由シタ場
合ニハ陪審ニハ掛ケラレナイ、又選舉ニ關
スル罪ヤ騷擾罪ヤ其ノ他特殊ノ犯罪ニ付テ
ハ陪審ニ掛ケラレナイノデス

陪審員ニハドンナ人ガナルノデアアルカト
申セバ陪審裁判ニ立會フノハ結局十二人デ
アルガドウ言フ人々ガ選バレルノデアアルカ
ト言ヘバ、日本臣民デアアル三十歳以上ノ男
子二年以上引續キ二年以上同ジ町村内ニ住
居シテ居テ二年以上引續キ直接國稅參圓以
上ヲ現實ニ納メテイテ續ミ書キガ出來ルコ
ト

右ノ要件ヲ備ヘタ者ノ中カラ選バレルノ
デアアル尤モコレラノ要件ヲ備ヘテイテモ禁
治產者、醫師、小學校教員、學生、神職、僧侶、
警察官吏、辨護士、代書人、市町村長ト言フ
様ナ者ハ陪審員トナレナイシ被告人ノ親族
其他ノ者モナレナイノデアアル、又六十歳以
上ノ老人ハ陪審員ニナルノヲ辭退スルコト
ガ出來マス

陪審裁判ノ模様 公判ハ裁判官、檢事
書記、陪審員、被告人、辨護人ガ列席シテ
開カレマス、先ヅ陪審員ガ公平誠實ニ職務
ヲ行フコトノ誓カラ始マリ續イテ檢事ガ被
告事件ノ一部始終ヲ陳述スル次ニ裁判長ガ
被告人ヲ訊問シテ其ノ辯解ヲ聽キ更ニ証人
鑑定人等ヲ訊問シタリ其他ノ証據調ヲスル
証據調ガスムト檢事ト辯護人トガ有罪無罪
ノ意見ヲ陳ベルス様ニシテ辯論ガ終ルト裁
判長ガ陪審員ニ對シテ詳シク事件ヲ説明シ
説明ガ濟ムト更ニ被告人ガドウ言フ事ヲ行
フタカ、例ヘバ人ヲ殺シタトカ火ヲツケタ
カト言フヤウナ問ヲ書面ニ記載シ陪審員ニ
訊ネル、陪審員一同ハ評議室ニ退イテ意見
ヲ交換シテ評議ヲスル、議ガ纏マルト答申
ヲ問書ノ余白ニ記載シ評議室ヲ出テ公判廷
ニ歸リ答申ノ附記サレタ問書ヲ裁判長ニ提
出スル陪審ノ答申ガ相當デアレバコレニ基
イテ裁判所ガ刑ヲ言渡シタリ又ハ無罪ノ言
渡シヲスル若シ答申ガ不當デアレバ事件ヲ

更ニ他ノ陪審ノ評議ニ掛ケラレルコトニシ
テ公判ヲ閉ヂラレルノデアアル

●陪審員ノ心得

- 陪審ノ答申ハ裁判所ガコレヲ採用シテ裁
判ノ基礎トシ被告人ノ有罪無罪ヲ決定スル
材料トナルノデアアルカラ陪審員ノ職務ノ重
大ナコトハ言フマデモナイ
- 一、陪審員ニ當選シテ呼出ラ受ケタ者ハ必
ズ公判期日ニ裁判所ニ出頭シナケレバナ
ラナイ病氣其他ノ止ムヲ得ナイ事情デ出
頭ノ出來ナイ場合ニハ相當ノ手續ヲシテ
其日ノ職務ヲ辭スルコトガ出來ル
 - 二、呼出ラ受ケタ陪審員ハ他人カラ其ノ事
件ニツイテ頼ミヲ受ケタリ意見ヲ聞イタ
リシテハナラナイ
 - 三、陪審裁判ニ列席スル陪審員ハ公平誠實
ニ職務ヲ行フコトヲ誓ハナケレバナラナ
イ
 - 四、陪審裁判ニ列席シタ陪審員ハ評議ヲ終
ル迄ハ勝手ニ他人ト交通シタリ退廷シテ
ハナラナイ
 - 五、陪審員ノ最モ重大ナル職務ハ事件ノ評
議デアツテ事件ヲ判斷スルコトハ仲々困
難ナ事柄デアアルカラ常ニ慎重ノ態度ヲ取
リ熱心ニ公判ニ於ケル審理ノ進行ニ注意
シテ事實ノ真相ヲ知ルコトニ努メ良心ノ
命ズル儘ニ判斷シナケレバナラナイ感情
ヤ外部ノ勢力ニ左右サレテ事實ヲ枉ゲタ

リ答申ノ結果言渡サレル刑罰ノコトヲ懸念シテ判斷ヲ躊躇シタリシテハナラナイ全ク白紙デ裁判所ニ出頭シテ専ラ公判ニ現レタ証據ニヨツテ事件ヲ判斷スル心掛ケヲ持タネバナラナイ

六、陪審員ハ評議ノ顛末ヤ其ノ模様ヲ他人ニ洩ラシテハナラナイ

以上ノ様ナ重大ナ任務デス當町ハ去ル十一月七日資格者ノ内カラ裁判所カラ配當サレタ陪審員候補者ノ抽籤ヲ行ヒマシタガ左ノ四名ガ當籤サレマシタ

大字田邊 吉川 義造

全 國 田 龜 吉

全 西川庄治郎

大字興戸 北尾誠太郎

右ノ四名ハ昭和三年ノ陪審員ノ候補者デス様ニ各市町村ノ候補者ノ内カラ裁判所デ抽籤ヲシテ陪審員ヲ定メラレルノデアリマス陪審員ニハ旅費日當及止宿料ヲ給與サレマス

在郷軍人會

●本町分會を模範分會に表彰

田邊町分會は去る十月三日即帝國在郷軍人會創立紀念日に當り全國優良模範分會として會長閣下より表彰を授く會員一同感喜に堪えず愈々其主旨に奉答すべく御精勵を祈る

●明治神宮 參拜團募集

多摩郡聯合分會は昭和三年に左記の豫定を以て參拜團を組織し尙東京方面の見學をなす

豫定

- 一、期日 昭和三年三月下旬
 - 二、參拜 明治神宮、多摩御陵 其他
 - 三、日數 四日間
 - 四、經費 金拾五圓以内
 - 五、資格 正會員、其他一般希望者
 - 六、申込 本町分會へ
- 尙詳細は分會役員に照會のこと

鶏の相談

愈々鶏のフ化期に入ります

如何にすればよろしいか!!

卵はどんなのが一番よろしいか

播かぬ種子は芽へぬで、どんな卵でも雄さへ完全にかゝつて居れば化いります

すが例へ一、二年飼ふ人ならば

雄鶏に似たヒナが化いります場合は多い

2 卵の色は褐色より白色の方が産卵數が多

3 雄鶏一羽に雌十羽以内の卵

4 一週間に内の新しい卵

5 寒い時には産卵後直ちに取つた卵

雄鶏はどんな鶏がよいか

答 先づ産卵鶏ならば

1 白色レグホーン、褐色レグホーン

2 二年以上の鶏「トサカが廣く大きくて頭の後方へ長いのと色の濃いこと」

3 雄鶏の胸の廣く張りきつてゐる事

4 尾の大きく高く後へたれてゐる事

次に肉用鶏ならば

1 名古屋コーチン、ブリモース

2 前述の外体重の重いこと

問 一代交配種はよろしいか

答 成績よろしい、特に産卵鶏ならば

1 白レグ雄×名古屋コーチン

2 褐レグ雄×名古屋コーチン

3 白レグ雄×ブリマウス

4 白レグ雄×ロード

問 フ化後一ヶ月に多く死にますが

答 雛の死亡率は一般にフ化後一ヶ月間が一番に多いのです、人間も赤兒の死亡率の多きと同様です、今肝心な事柄は次に述べて見ませう

1 フ化三十時間後に始めて餌を付ける

2 最初の二三日は卵黄の湯拔を與へ

3 水や糠でこねくにするると鼻口を塞ぎ呼吸困難で死亡する

4 四五日後に生魚(ドジョウ)を一日十四に付一、二匹を與へる

5 一日四五回給餌して、皆撒餌にする

6 下敷は毎日換へて干すこと

7 毎日青菜を切らさぬこと

8時々炭の粉、腐粘土を與へる、これは健胃劑、糞つまりを防ぐ

問 簡單にして鶏を飼へる方法ありませんか

答 御座います、最初から粉餌飼育にする等多數飼ひましても安樂です

問 種卵は町農會で斡旋願ひますが御世話致します、種々御相談下さい

農會ニュース

●田邊町畜牛組合創立

去る十月十七日に本町畜牛組合創立を見る總會を田邊校で開催、畜牛救済規程定められて本町畜牛の改良増殖を計る、組合長に北川重吉氏推薦、本町畜牛の將來誠に喜しい次第である

●第二回畜牛品評會

去る十月十七日第二回畜牛品評會開催、京都府地方技師助川寛氏の審査の結果、一等牛小西惣太郎外三十八名に授與さる

●田邊町採種組合

昨年薪採種組合創立を見本年興戸採種組合創立を見て裏作改善として本年度植付分別は大根約五丁歩、白菜六七丁歩にして裏作として來年度相當の利益を豫想さる

本月二十日二十一日に植付苗の選別に本會太田技手並に山岡氏並に各組合長外幹部連

によつて終了されそれ／＼植付終了

●稲作增收田

本年度出品數八十餘点各區平均の出品を見る、相當の好成績、報告は追而す

●俵米品評會

中、東部七ヶ町村聯合の俵米品評會は一月上旬井手町に於て開催豫定、本町より出品点二十餘点ナカ／＼の大競争のことで見物であらう、本町出品者にそれ／＼の力強き應援を乞ふ

●生産検査競技會表彰

本年度の生産検査優良者にそれ／＼表彰すべく本年度検査終了後舉行何れ來春早々最優秀者は何人か

●農事大講演會

來春早々農事に關する重要事項に關して有益なる講演會開催豫定、講師選定中

●果樹其他苗木購入斡旋

愈々果樹其他苗木買入期になり御希望の苗木購入者は何にても御相談に應じます

●漬物講習會

冬季期間中本町に於て農林省より講師派遣諸種漬物講習開催豫定に付右は近く開通の奈良電車と本町土産物製作とに關係深く希望者今より心得られたし追而確報す

●御知ラセ

今度田邊町ト草内村トノ組合デ隔離病舎ヲ建設スルコトニナリマシテ、工事モ大體完成致シマシタ、就テハ從來ノ病舎ガ全ク不用トナリマシタカラ不日建物全部ヲ賣却致シマス、競賣ノ日ガ定マリマシタラ公告ヲシマスカラ御希望ノ方ハ奮發シテ買フテ下サイ

●消防組出初式ニツキ

明昭和三年一月四日ハ當町消防組ノ出初式ヲ行ハレル豫定デス警鐘ガ鳴リマシテモ驚カズニ井テ下サイ